令和５年３月１日以降に開催される株主総会から

上場会社の株主総会資料は、ウェブサイトへの掲載等の方法によって提供されることになります

令和元年会社法改正によって創設された株主総会資料の電子提供制度が開始されます。この制度は、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し、そのウェブサイトのアドレス等を書面により通知することによって、株主総会資料を提供することができる制度です

上場会社等の振替株式を発行する会社においては、電子提供制度を利用しなければならないこととされており、令和５年３月１日以降に開催される株主総会から、株主総会資料の電子提供制度が利用されることになります

※　振替株式を発行しない非上場会社においては、令和４年９月１日以降、定款変更により株主総会資料の電子提供制度を利用することができます

株主総会資料をこれまでのように書面で受けとりたい株主の方は、令和４年９月１日以降、書面交付請求を行うこととなります

なお、令和４年９月１日以降、会社の支店の所在地における登記は廃止されます。

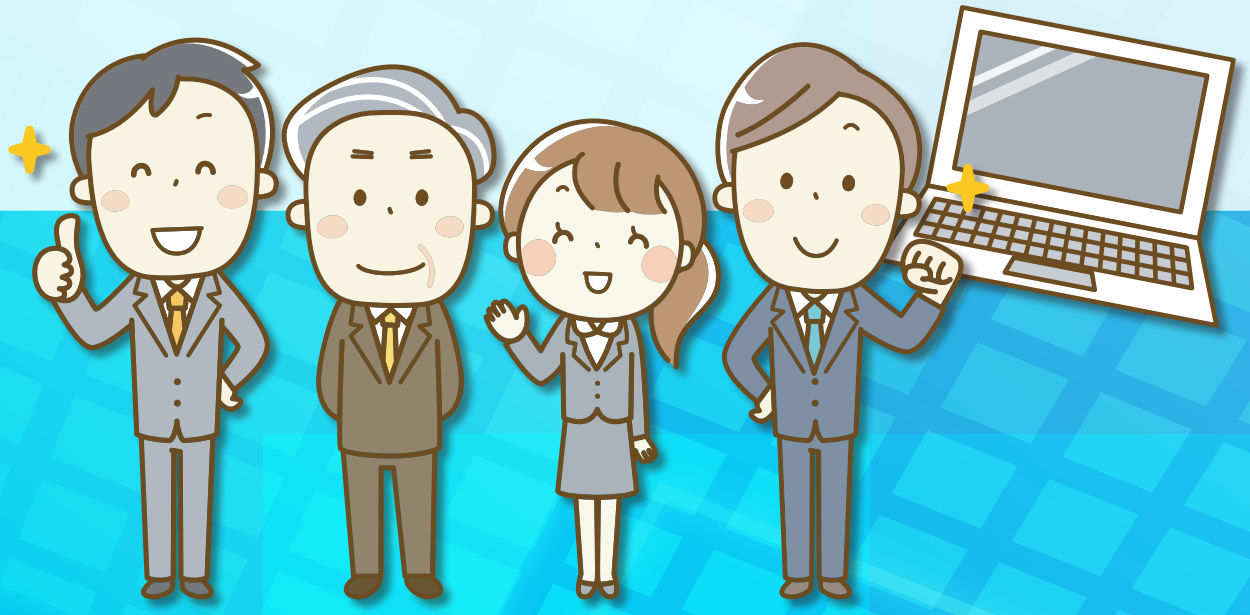

法務省

1 はじめに

令和元年 12 月４日に成立し、同月 11 日に公布された会社法の一部を改正する法律（改正会社法）の大部分は、令和３年３月１日から施行されていますが、この度、未施行となっていた株主総会資料の電子提供制度の創設及び会社の支店の所在地における登記の廃止について、令和４年９月１日から施行されることになりました。

いつから、何が、どのように変わるのか、Ｑ＆Ａ形式にて解説します。

2 株主総会資料の電子提供制度

Q 株主総会資料の電子提供制度とは、どのような制度ですか？

A 株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し、そのウェブサイトのアドレス等を書面により通知することによって、株主総会資料を提供することができる制度です。

Q 株主総会資料の電子提供制度はいつから利用されるのですか？

A 上場会社等の振替株式を発行する会社においては、電子提供制度を利用しなければならないとされています。これらの会社においては、令和５年３月１日以降に開催される株主総会から、株主総会資料の電子提供制度が利用されることになります。

他方で、振替株式を発行しない非上場会社では、令和５年３月１日を待つことなく、令和４年９月１日以降であれば、定款変更により株主総会資料の電子提供制度を利用することができます。

Q 株主総会資料の電子提供制度の利用により、どのようなメリットがありますか？

A 株主総会資料の電子提供制度において、株主総会資料のウェブサイトへの掲載を開始する日については、株主総会の日の３週間前の日又は招集の通知を発した日のいずれか早い日とされていますので、遅くとも株主総会の日の３週間前の日までには、株主がウェブサイト上で株主総会資料を閲覧することができることとなります（従前は、株主総会資料は株主総会の２週間前までに招集通知とともに発送されることとされていました。）。

この制度の創設により、株式会社は、印刷や郵送のために生ずる時間や費用を削減することができるようになり、株主においても、従来よりも早期に充実した内容の株主総会資料が提供されることなどが期待されます。

Q これまでのように株主総会資料を書面で受けとることはできないのですか？

A 株主は、株式会社に対し、株主総会資料等に記載すべき事項を記載した書面の交付を請求することができます（この制度を「書面交付請求」といいます）。書面交付請求は、令和４年９月１日以降、することができます。

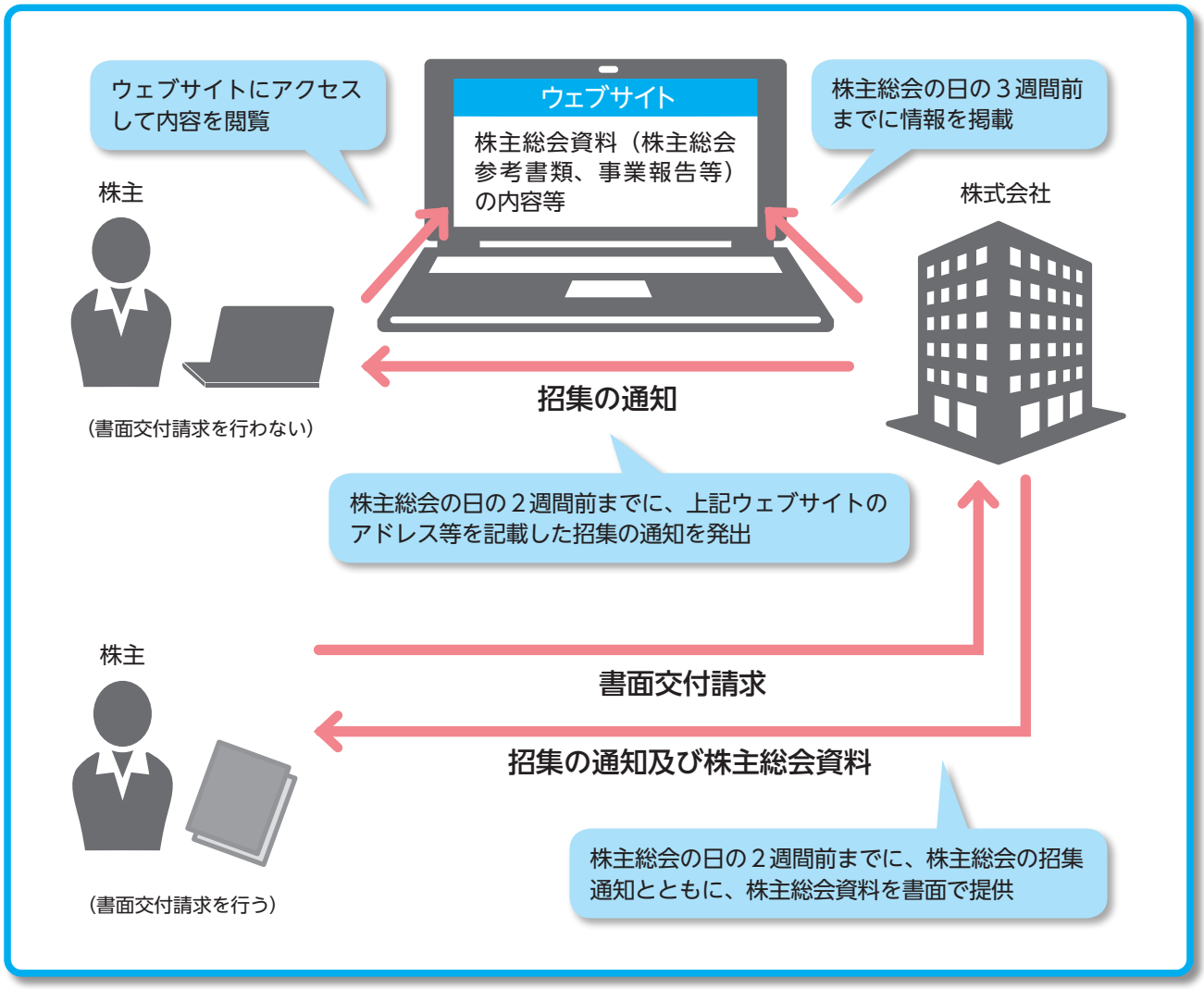

3 会社の支店の所在地における登記の廃止

Q 会社の支店の所在地における登記は、いつから、どのように変わりますか？

A インターネットが広く普及した現在において、会社の支店の所在地の登記所から本店所在地等を検索するための仕組みを維持する必要性はなくなりました。

このような背景の下、登記申請義務を負う会社の負担軽減等の観点から、令和４年９月１日以降、会社の支店の所在地における登記は不要となります。

法務省民事局参事官室

東京都千代田区霞が関１－１－１

TEL　03－3580－4111（代）

改正の内容については
法務省ホームページを
ご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html

（法務省ホームページ）